相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区大字野面一六一七番地二、最後の住所香川県坂出市加茂町七一一番地六　被相続人　亡　近藤　英司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十九日

事務所北九州市小倉北区田町一二番九号

相続財産管理人　司法書士　山田銀一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池市泗水町永九六五番地、最後の住所熊本県菊池市泗水町永九六五番地四

被相続人　亡　古庄　竹男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十九日

事務所熊本市中央区妙体寺町八番四号

相続財産管理人　司法書士　中田　誠一

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十七年五月二十九日

一、墳墓等所在地　愛知県高浜市小池町一丁目八番地七

一、墳墓等の名称　吉浜上墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県高浜市屋敷町二丁目八番地五　宗教法人壽覺寺　代表役員　楠　秀麿

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項及び第五項の規定による清須市清須春日新橋西土地区画整理事業の左記一の者に対する仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

清須市春日上須ケ田一三〇番地

加藤　厚

二　通知の内容

仮換地の指定について（通知）

本組合の施行地区内にあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第九十八条第一項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。

よって、同法同条第五項及び第九十九条第二項の規定により通知します。

記

(一)　従前の宅地

清須市春日午一六番地一

地目　宅地

地積　九八七、九一平方メートル

(二)　仮換地

一六街区六画地

地積　一三八、九四平方メートル

一六街区七画地

地積　七〇二、四〇平方メートル

(三)　仮換地指定の効力発生の日

平成二十七年三月三十一日

(四)　仮換地について使用または収益を開始することができる日

別に定めて、後日通知します。

注意

一　この通知書記載の仮換地指定の効力発生の日から従前の宅地については、使用し、または収益することができません。

二　別に通知する仮換地の使用または収益を開始することができる日までは、仮換地を使用し、または収益することはできません。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に清須春日新橋西土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に清須春日新橋西土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、仮換地案内図及び仮換地図は掲載を省略し、それらを清須春日新橋西土地区画整理組合において掲示します。

平成二十七年五月二十九日

愛知県清須市春日東出八番地一

清須春日新橋西土地区画整理組合

理事長　鈴木　鶴夫

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年５月29日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①小倉建設株式会社　②千葉県知事(4)13120　③代表取締役　小倉重信　④千葉県松戸市六実六丁目32番地７　⑤1000万円　⑥千葉県知事　⑦千葉県松戸市六実六丁目32番地７　小倉建設株式会社　代表取締役　小倉重信

①やまと債権管理回収株式会社　②東京都知事(3)80067　③代表取締役　横田元育　④東京都千代田区丸の内二丁目２番２号　やまと債権管理回収株式会社　代表取締役　横田元育

①愛知みなみ農業協同組合　②愛知県知事(3)19414　③代表理事組合長　中神享三　④廃止した従たる事務所　愛知県田原市東赤石二丁目57番地　⑤500万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県田原市福江町堂前13番地１　愛知みなみ農業協同組合　代表理事組合長　中神享三

①成瀬地所　②大阪府知事(8)28103　③成瀬有　④大阪市中央区瓦町１丁目３番２号ヒガシビル412号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市中央区瓦町１丁目３番２号ヒガシビル412号　成瀬有

①ＰＯＬＡＲ　ＳＴＡＲ野中町合同会社　②福岡県知事(40)17174　③代表社員　福岡ビルディング一般社団法人　職務執行者　妹尾英司　④福岡市中央区薬院一丁目13番８号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡市中央区薬院一丁目13番８号　ＰＯＬＡＲ　ＳＴＡＲ野中町合同会社　代表社員　福岡ビルディング一般社団法人　職務執行者　妹尾英司